トライあい・松本の今後について

1 男女共同参画拠点施設の統合

(1) 概要

松本市におけるジェンダー平等、男女共同参画を推進するため、拠点施設である 松本市女性センターパレア松本とトライあい・松本を統合

(2) 時期

令和6年4月1日

- 2 トライあい・松本の施設について
 - (1) 令和6年3月31日で閉館
 - (2) 令和6年4月1日からは第三地区公民館が所管
- 3 利用団体について
 - (1) 10月に利用者懇談会を開催、統合後の管理運営について説明
 - (2) 活動継続を希望する団体は、第三地区公民館利用団体登録申請が必要
- 4 今後のスケジュール
 - R5.12 第三地区公民館利用者懇談会(12/8、12/9) 利用登録、利用方法など説明
 - R5.12.8~ 令和6年度第三地区公民館利用団体登録申請 受付開始
 - R6.3.31 トライあい・松本閉館式
 - R6.4.1~ 第三地区公民館へ施設移管

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R. 4
トライあい・ 松本	●トライあ利用者額						トライあい 閉館式
第三地区 公民館				公民館利用者 度利用団体登	首懇談会 登録申請受付	開始	
							●第三地区 公民館へ 移管

(仮称) ジェンダー平等センターの概要について

1 趣旨

ジェンダー平等社会を実現するため、多様化する市民ニーズや現代の社会情勢に対応する拠点施設として、松本市女性センターとトライあい・松本の2つの拠点施設を令和6年4月に統合し、機能強化を図るもの

- 2 新センターの機能強化
 - (1) 性差にとらわれず、誰もが利用できるセンターとするもの
 - (2) 講座・セミナーのリニューアル (男性育休支援、職業サポート等)
 - (3) ワンストップ窓口で、多様化するニーズに対応
 - (4) 専用ホームページを開設し、関連情報発信の強化

3 拠点施設の名称変更等

(1) 名称について

変更後(令和6年度から)
) 「市ジェンダー平等センター パレア松本]

- (2) 関連法令について
 - ア 松本市男女共同参画推進条例の一部改正
 - イ 松本市女性センター条例及び条例施行規則の一部改正
 - ウ トライあい・松本条例及び条例施行規則の廃止

4 今後の進め方

令和6年松本市議会2月定例会に、条例の改正及び廃止議案を提出します。 (予定)

松本市男女共同参画推進条例等、関係法令の改正等について

第1回松本市男女共同参画推進員会の協議事項について、以下のように対応するもの

1 条例改正案

(1) 松本市男女共同参画推進条例

条項		現行	変更後	
		女性センター	ジェンダー平等センター	
第11条	4項	女性に対するあらゆる暴力を	あらゆる暴力を	
第15条	3項	トライあい・松本の運営に関	削除	
		すること		

(2) 松本市女性センター条例

条项	 須	現行	変更後	
		女性センター	ジェンダー平等センター	
第1条		この条例は、女性の自立	この条例は、ジェンダー平等社会	
			の実現に向けて、女性の自立	
第3条	5項	女性を取り巻く諸問題	男女を取り巻く諸問題	
第3条	6項	女性団体等の自立に向けた支	ジェンダー平等を推進する団体等	
		援	の自立に向けた支援	

- (3) 松本市女性センター条例施行規則 一部改正(女性センター → ジェンダー平等センターへ変更)
- (4) トライあい・松本条例、トライあい・松本条例施行規則 廃止